

生活支援

《個人が申請》 他の支援策は事業専門です。唯一、生活に対応可能な支援策です。

休業等で生活できない

借入

緊急小口資金（特例）

借入上限 **10万円**（特別な場合**20万円**）
据置期間：1年以内、返済期間：2年以内

①休業等により収入の減少があり、一時的な生活維持のために借入れが必要なもの。
②他自治体で同様の借入を行っていないこと。

申請 習志野市社会福祉協議会
秋津3-4-1（総合福祉センター内）
平日 9時～17時
047-452-4161

退職等で住宅を失う（かも）

借入

総合支援資金（特例）

借入上限 **20万円**（単身者**15万円**）／月
据置期間：1年以内、返済期間：10年以内

①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難であるとみなす場合。
②他自治体で同様の借入を行っていないこと。

申請 らいふあつ習志野
津田沼5丁目12番12号
サンロード津田沼（京成津田沼駅ビル）6階
平日 8:30～17:30 **047-453-2090**

児童手当を受給していれば

給付

住居確保給付金

給付額 **4万6千円～5万9千8百円**
支給期間 原則3ヶ月

①離職・休業により著しい収入減。
②離職の場合、2年以内かつ**65歳未満**であり、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下。

申請 詳細決定次第、該当世帯へ通知予定

一律支給

給付

子育て世帯給付金

給付額 **1万円／児童1人につき**

①児童手当を受給している世帯である。
②所得制限限度額以上の特例給付ではない。

郵送申請 習志野市役所から通知あり
電子申請 マイナポータル 総務省コールセンター
平日 9:00～18:30 **03-5638-5855**

給付

特別定額給付金（仮称）

給付額 **10万円／1人につき**

①4月27日時点で住民基本台帳に載る者。
②原則世帯主が申請。

休業補償

《事業主が申請》 従業員、個人事業主、店舗が一時的な休業を行う際に補填される制度です。

子育て世代が臨時休校で仕事を休む

助成

小学校休学等
対応助成金

助成金概要・申請書の書き方・申請方法の解説動画

雇用者 助成額：労働者1人1日**8,330円**まで
助成率：**10/10**
フリースタイル助成額：1人1日**定額4,100円**

臨時休校に伴い、子どもの世話をを行う労働者に通常とは別途有給休暇（賃金全額支給）を取得させた場合。
①臨時休校により、契約した仕事ができない。
②これまで業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた。

送付 学校等休業助成金
支援金受付センター
〒100-8228
東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室
平日・土日 9～21時 **0120-60-3999**

従業員に休業してもらう

給付

雇用調整助成金

助成金概要・申請書の書き方・申請方法の解説動画

助成額：労働者1人1日**8,330円**まで
助成率：**中小企業9/10・10/10、大企業4/5**

①労働者に対して一時的に休業を行っている。
②6ヶ月未満又は雇用保険未加入も対象。
※解雇等の場合は、中小企業4/5、大企業2/3。

申請 船橋ハローワーク
平日 8:30～17:15 津田沼2-10-17
047-431-8287 (22#)

支払猶予

《事業主・個人が申請》 支払猶予・減免に関して申請・問い合わせ可能です。

延滞金・税なしで支払先送り

猶予・減免

市税

習志野市税制課
047-453-9247

国民健康保険等

習志野市税制課
047-453-9247

東京電力

0120-993-052

docomo

0800-333-0500

県税

千葉県総務部税務課
043-223-2127

厚生年金保険

船橋年金事務所（年金機構）
047-424-8811

東京ガス

0570-002-211

au

157または0077-7-111

国税

成田税務署
0476-28-5151

水道局

047-475-3321

softbank

0800-170-4535

事業所家賃（テナント）においては、具体的な施策を与野党にて検討中。

資金繰り

《事業主が申請》 当初3年間 金利ゼロ・無担保による借入金制度、事業者現金支給する制度です。

民間系金融機関から借入する

担保力拡大

信用保証枠の拡大認定
危機関連保証・SN保証4号・5号

担保（信用）のない事業主に代わり信用保証協会が借入額の保証人となる制度

【危機関連保証】 保証割合**100%**
【SN保証4号】 保証割合**100%**
【SN保証5号】 保証割合 **80%**

売上高：「近1月」及び「近1月＋見込2ヶ月」が
昨対15%以上減
売上高：「近1月」及び「近1月＋見込2ヶ月」が
昨対20%以上減
売上高：近3ヶ月が昨対5%以上減

【認定】 習志野市産業振興課
寛政2丁目1番1号 市庁舎4階 平日 8:30～17:15
047-483-1151
※借入先は民間金融機関へ

メガバンク
地方銀行
信用金庫
信用組合

金利

制度融資
金利と信用保証料を補助

金融機関借入の金利補助と信用保証料の保証料を補助

千葉県
習志野

当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ
返済期間15年 据置5年
支払金利全額補助・保証料全額補助
上限1,000万円まで、返済期間10年

危機関連保証・SN保証4号・5号の売上高の減少を満たすこと
※4年目以降は所定金利へ移行

申請 千葉県 商工労働部経営支援課
金融支援室
千葉市中央区市場町1-1
平日 8:30～17:15 **043-223-2707**

習志野市

借入

無利子無担保融資（習志野市）

30万円貸付 無利子無担保（返済期間3年）

①1年以上市内で事業を営んでいること。
②危機関連保証もしくはSN保証4号の認定を受けていること。

申請 習志野市
産業振興課
寛政2丁目1番1号 市庁舎4階
平日 8:30～17:15
047-483-1151

政府系金融機関から借入する

借入

新型コロナウイルス
特別貸付

融資制度や提出書類、申込手続の解説動画

当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ
返済期間15年 据置5年

売上高：近1ヶ月が昨対（もしくは前々年）5%以上減
※4年目以降は所定金利へ移行。

申請 日本政策金融公庫
千葉支店：千葉市中央区市場町1-1
（国民生活事業）**043-241-0078**
（中小企業事業）**043-243-7121**

日本政策公庫
商工会議所
商工中金

借入

商工中金
危機管理融資（商工中金）

当初3年間 金利ゼロ・無担保
返済期間15～20年／据置5年

売上高：近1ヶ月が昨対（もしくは前々年）5%以上減
※4年目以降は所定金利へ移行。

申請 商工中金千葉支店
千葉市中央区新町3-13
0120-542-711

事業継続を前提として給付される

借入

新型コロナウイルス対策
マル経融資（商工会議所）

当初3年間 金利ゼロ・無担保
返済期間7～10年／据置3～4年

売上高：近1ヶ月が昨対（もしくは前々年）5%以上減
※4年目以降は所定金利へ移行。

申請 習志野商工会議所
津田沼4-11-14
平日 9:00～17:30 **047-452-6700**

給付

持続化給付金

5月1日より申請開始

給付額：法人 **200万円以内**
個人事業主 **100万円以内**

2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、
前年売上-（前年売上×50%月売上×12ヶ月）にて算出。（上限は左の通り。）

申請 持続化給付金ホームページより
経済産業省相談窓口 **03-3501-1544**
平日・休日 9時～17時

給付

千葉県中小企業再建支援事業

給付額： **10万円～最大30万円以内**

2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、
①県内に賃貸事務所複数：30万円
②県内に賃貸事務所1か所：20万円
③県内に賃貸事務所がない：10万円

申請 千葉県 経済政策課
千葉市中央区市場町1-1
043-223-2709

事業改革

《事業主が申請》 コロナ以降、事業内容に変化・改善を加えていくための支援策です。

新規販路を開拓する

補助

持続化補助金

補助額：**100万円以内**
補助率：**2/3以内**

コロナ特別枠 締切 5/15
非接触対策を含むこと

感染症の影響を乗り越えるために、販路開拓等にかかる費用の一部を補助。
※通常枠（補助額50万円）は常時公募中。

問合せ先 平日 9:30～12:00/13:00～17:30
全国商工会連合会 **03-6670-2540**
日本商工会議所 **03-6447-2359**

設備投資で対応する

補助

ものづくり補助金

補助額：**1,000万円以内**
補助率：**2/3以内**

コロナ特別枠 締切 5/20

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資費用の一部を補助。
※通常枠（補助率：中小1/2、小規模事業者2/3）は常時公募中。

問合せ先 平日 10:00～17:00
ものづくり補助金事務局 **050-8880-4053**

テレワーク・ITで対応する

補助

IT導入補助金

補助額：**450万円以内**
補助率：**2/3以内**

コロナ特別枠 締切 6月末

ITツール（ソフトウェア・サービス）導入費用の一部を補助。特別枠はハードウェア（PC・タブレット）レンタルも対象。
※通常枠（補助率：1/2）は常時公募中。

問合せ先 平日 9:30～17:30
サービスデザイン推進協議会 **0570-666-424**